

平成30年 第14回  
教育委員会臨時会会議録

平成30年7月24日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2502号  
平成30年第14回臨時会

日 時 平成30年7月24日(火) 午後3時30分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育長室教育総務係長	佐 京 良 江
	教育長室教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2494号 第5回臨時会(平成30年3月27日開催)

第2495号 第4回定例会(平成30年4月13日開催)

第2496号 第7回臨時会(平成30年4月24日開催)

第2397号 第5回定例会(平成30年5月8日開催)

日程第2 協議事項

1 平成30年度港区指定文化財の諮問について

日程第3 教育長報告事項

1 (仮称)港区児童クラブ条例の制定について

2 港区スポーツ運営協議会委員の委嘱について

- 3 高輪地区総合支所等昇降機設置取替え工事に伴う高輪図書館の利用制限について
- 4 文化財保護審議会臨時委員の委嘱について
- 5 平成30年度港区立中学校合同説明会について
- 6 平成31年度使用小学校教科書採択における学校研究資料等について
- 7 平成31年度使用中学校道徳教科書採択における選定研究資料等について
- 8 後援名義等の6月使用承認について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の6月の各事業別利用状況について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について
- 12 図書館の6月行事实績について
- 13 図書館の6月分利用実績について
- 14 図書館・郷土資料館の8月行事予定について
- 15 8月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから平成30年第14回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午後3時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いします。

### 日程第1 会議録の承認

第2494号 第5回臨時会（平成30年3月27日開催）

第2495号 第4回定例会（平成30年4月13日開催）

第2496号 第7回臨時会（平成30年4月24日開催）

第2497号 第5回定例会（平成30年5月8日開催）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成30年3月27日開催の第2494号第5回臨時会の会議録、平成30年4月13日開催の第2495号第4回定例会の会議録、平成30年4月24日開催の第2496号第7回臨時会の会議録、平成30年5月8日開催の第2497号第5回定例会の会議録につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは承認することに決定いたしました。

### 日程第2 協議事項

#### 1 平成30年度港区指定文化財の諮問について

○教育長 日程第2、協議事項に入ります。「平成30年度港区指定文化財の諮問について」です。この協議事項につきましては現時点では非公開としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。申し訳ございませんが、傍聴の方はご退室をお願いいたします。

(非公開協議)

### 日程第3 教育長報告事項

#### 1 (仮称)港区学童クラブ条例の制定について

○教育長 それでは次に日程第3、教育長報告事項に入ります。「(仮称)港区学童クラブ条例の制定について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告事項1「(仮称)港区学童クラブ条例の制定について」ご説明させて

いただきます。本件につきましては条例制定について担当課は子ども家庭課となっておりますが、放課GO→クラブにおいては小学校内で実施しております、施設を活用している関連から教育委員会にご報告をさせていただくものでございます。

「報告内容」はこの学童クラブの事業実施に当たりまして受益者負担の明確化を図り、安定的に事業を推進するための財源を確保するため、児童の利用に際して平成31年4月から育成料を徴収するものでございます。

1番目の「経緯」でございますけれども、児童クラブは児童福祉法に基づきまして実施しております。港区では昭和41年の青山児童館を皮切りに実施をしております、平成21年からは区立小学校において「放課GO→クラブ」として実施をしているところでございます。

平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の実施によりまして、学童クラブの対象はそれまでの小学校3年生までから小学校6年生にまで拡大をされております。対象者の拡大に対応するため港区ならではの取り組みといたしまして、民間ビルの借り上げ等により学童クラブを開設し、大幅に増加いたしました学童クラブ需要に対応し、高学年向けのプログラムや年齢交流プログラムを実施しております。幅広い児童の利用を意識した学童クラブ事業の実施となっております。

実施の状況につきましては次のページのカラーページでございますけれども、参考資料をご覧ください。こちらは学童クラブ事業を実施している全ての施設の関係を示しているものでございまして、左から児童館、子ども中高生プラザ、次が民間ビルで実施している学童クラブ専門館、右半分が区立の小学校で実施している放課GO→クラブと放課GO→になっております。今回制定するのは上の緑の囲みになっている部分となります。黄色の「放課後児童健全育成事業」、それから「放課後児童健全育成事業」の学童クラブの部分と一部「学童クラブ機能」に現「放課GO→」の一部クラブ機能となります。

1枚目の資料の方に、お戻り願います。過去10年以上にわたりまして人口の急増が続いていた就学前児童の成長に伴いまして、小学校の人口、小学生の児童数が大幅に増加しております。今後の人口推計においても就学前人口の増加率を上回る割合で小学生の児童数が増加すると予想されております。

こうした子ども・子育て分野でのニーズの拡大や年少人口の増加に適切に対応し、安全・安心な居場所を提供すること、そして健全育成を支援していくために、平成30年の2月から区は「今後の子ども中高生プラザ・児童館・学童クラブのあり方について」をまとめております。この中で学童クラブ事業を推進するに当たって、「学童クラブの定委員の拡大」「緊急暫定学童クラブのあり方の見直し」「学童クラブ事業における受益者負担のあり方」について、区の考え方をまとめております。

よって、受益者負担の明確化を図り、安定的に事業を推進する観点から、平成31年4月から児童の利用に対して育成料を徴収することとし、これに合わせて「(仮称)港区学童クラブ条例」の制定となります。

2番目は「学童クラブの概要」でございます。「対象者」と「施設数」につきましては記載のとおり

りとなっております。「定員」は平成30年4月1日現在で3,172名でございますが、なお9月1日付で新橋学童クラブを開設いたしますので、合計定員は3,512人となります。

裏面をご覧ください。「育成料等の概要」でございますが、学童クラブの育成料は応益負担の制度といたします。事業コストに基づいて算定しました額を徴収する予定としておりまして、額については現在算定中となっております。なお各小中学校で実施しております放課G O→の利用につきましてはこれまでどおりの無料といたします。また生活保護世帯やひとり親世帯、低所得者等を対象として、負担軽減措置を講じる予定としてございます。

4番目、最後にスケジュールでございますけれども、8月20日の庁議に付議しました後、平成30年第3回定例会に条例を提出する予定となっております。条例公布後に速やかに保護者の皆さんに丁寧に説明をし、育成料につきましては31年4月から徴収の開始を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明終わりました。ご質問をお願いいたします。

○**山内委員** 今まで徴収していなかった育成料を今回は徴収するということですがけれども、これ自体は今後ニーズが拡大する中で、現状の予算だと柔軟に対応し切れないものが受益者負担にすることで拡大しても柔軟に対応できるという点があると思っておりますけれども、そのときに算定額としてはこの程度で適切と考えていくか。つまり今実際に共働きで学童クラブなどに預ける家庭には、港区などは特にそうです。比較的所得の高い人がいる中で、そういう中で必要であれば受益者負担というところをもう少し強めて、一方ではそうではない方に対しては減免を適切にしていけばいいと思っておりますけれども、その点でこの5,400円程度というのは適切なのか、あるいは安いのかということも率直に考えていかないといけないと思うのです、いかがでしょうか。

○**教育長室長** この5,400円の中にはまず2,000円のおやつ代も含めてという形になっております。そのほかの算定料、育成料については全体、総合的には他区の状況等も調査をした上で算定ということですので、まだちょっと実質的にどれだけ、どの額が適格かというところまでは確定していない状況なのですけれども、やはり保護者の方にご理解いただける育成料という形で算定することが……。

○**山内委員** よろしいですか。ある意味で今までゼロだったものを徴収という点では慎重にするべきことだと思います。でも一方ではおそらくまだまだこういうニーズは増えてくると思いますから、そのときにこれで対応できるのか、逆にこれだと対応し切れないのであれば、逆にもう少し高いもので始めるということだってあり得ると思います。要するにどう今後の拡大に対しての経費を見込み、そしてどこまでを一般予算の中で捻出できるのか。どこからはそれだけでは足りないということを見込んでおくかによって、今後、この育成料をどのくらいの水準に設定するかということが変わってくるのだと思っておりますけれども、そういう意味でも価格次第なのですけれども。

○**教育長室長** 恐れ入ります。所管の方でやはりこれまでゼロ円、育成料を取っていなかったというところでは慎重に算定をしていくものと思われまます。今のご意見につきましては所管の方に正確に伝えたいと思っておりますので。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 ちなみに23区内で他区の状況はいかがなのでしょう、有料化について。

○教育長室長 恐れ入ります、現在21区が育成料を徴収している状況でございます。徴収していないのは港区と渋谷区と伺っております。

○田谷委員 ちなみに金額は分かりますか。

○教育長室長 一番高いところで足立区の9,000円と伺っております。あくまでも利用する相当額ということになりますので、ちょっと区によって若干。確認できず済みません。ほかのところの情報が……。

○田谷委員 山内委員と同じことなのですけども、説明会を開かれると今後のスケジュールに入っていますので、その辺の受益者負担の金額のありようについては、山内委員と同じように本当に丁寧に説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長室長 負担額、金額につきましてはまた確定次第、教育委員会の方にまたご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

資料No.1の2ページ目の3の3行目のなお書きです。教育委員会報告なので「放課GO→」のことを書いてくれているのだと思いますが、次の参考資料を見ると分かるのですが、一般来館も無料ですよ。

○教育長室長 そうですね。

○教育長 そうであれば、資料No.1の項番「3」のなお書きは「一般来館及び放課GO→利用については、これまでどおり無料とします」の方がいいと思います。

○教育長室長 承知しました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 港区スポーツ運営協議会委員の委嘱について

○教育長 次に、「港区スポーツ運営協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 教育委員会報告資料ナンバー2をご覧ください。

港区スポーツ運営協議会委員は、スポーツ運営に関して幅広い関係者の方からご意見や助言をいただくことを目的として設置しています。この協議会は学識経験者やスポーツ団体の関係者によって構成され、年2回程度開催しております。

協議会の役割ですが、スポーツ推進計画に関すること、事業の実施に関すること、施設の管理・運営に関すること、スポーツ団体に対する交付金に関することなど幅広くご意見をいただいております。今回6月末で2年の任期が終了しましたので、7月からさらに2年間の任期をもって委員の方を委嘱させていただくということで、8名の方に委嘱をさせていただきました。

今回新規の方はスポーツ団体関係者の時田貴之さん、幼小中スポーツ関係者の吉岡副校長の2名

となります。これ以外の方たちは継続で委嘱をお願いするということになっております。

簡単ではございますが説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

### 3 高輪地区総合支所等昇降機設備取替え工事に伴う高輪図書館の利用制限について

○教育長 次に、「高輪地区総合支所等昇降機設備取替え工事に伴う高輪図書館の利用制限について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは本日付報告資料ナンバー3をご覧くださいと思います。「高輪図書館の昇降機設備取替え工事に伴う図書館の利用制限について」でございます。報告内容は高輪図書館の昇降機設備の取りかえ工事に伴いまして、工事期間中の高輪図書館の利用を一部制限するというものになってございます。

概要でございますが、ちょっと詳しく言いますと、こちらの高輪図書館が所在しております高輪コミュニティプラザにつきましては、高輪図書館と高輪地区総合支所、あと区民センターが同居しております。そちらの全部の建物が昇降機の取りかえ工事を行うということになってございます。こちらは戸開走行保護装置を後付けで設置をすることができないということから、区の昇降機設備の安全基準に従いまして取りかえ工事を行わせていただくものでございます。

工事期間は平成31年1月から3月までになってございます。作業時間は原則として月曜から土曜までの8時から6時までということになってございますが、この高輪区民センターの特例貸出日と祝日は除くということになってございます。

工事対象昇降機は(3)でございますが、高輪図書館内用の1基で5号機となっております。こちらは先程のコミュニティプラザの昇降機ということで通し番号がついておりますので、この5番目のナンバー5ということになっておりますので今回はこの1台について、ご報告をさせていただきます。

あと、「工事に伴う施設利用への影響について」でございますが、カウンターでの資料の貸し出しとか返却業務は継続とさせていただきます。ただし、館内書架での資料の閲覧等は休止となりますけれども、工事の影響を受けない範囲で新聞・雑誌等の閲覧可能な場所を確保する予定でございます。また館内資料の閲覧についても、「こういった本が見たいのだけれども」と館のスタッフに伝えていただきますと、個別対応で閲覧できる場所など応じたりご紹介したりといった対応を考えてございます。

続きまして3、「利用者等への周知」ということで、昇降機の取りかえ工事については9月1日号の「広報みなと」及び区のホームページに掲載するほか、各区立図書館、区民センター等の施設内掲示により周知を図ってまいりたいと考えております。

「今後のスケジュール」は7月27日に区民文教常任委員会に報告させていただきまして、9月1日に「広報みなと」とホームページに、10月の第3回定例会に工事議案提出をさせていただく

予定で、今現在のところ、事業者についてはまだ決定をしてございません。平成31年1月に工事を開始しまして、平成31年3月に工事を完了するという予定になってございます。

甚だ簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

高輪図書館の利用制限ということでの報告ですが、1の(2)の作業日と時間なのですが、作業は原則として月曜日から土曜日までの8時から18時までですね。そうすると、括弧書きの「高輪区民センター特例貸出日、祝日を除く。」というのは、作業をしないので、図書館業務はするということですか。

○図書文化財課長 この作業時間であっても図書館の利用は正常の開館日と同様の開館を考えてございます。

○教育長 特例貸出日、祝日は、通常どおり図書館は利用できるのですね。

○図書文化財課長 通常通り利用できます。あくまでも作業時間としてはこういう作業時間になります。

○教育長 取替工事なので、それに伴い図書館の利用がどうなるのかということで書かないと分かりにくいと思います。

○図書文化財課長 実際はこの工事自体の事業者がまだ決定しておらず、区民センターの予約をとめることも含めて皆さんに周知をしたいところから始まっておりまして、今、なるべく影響を受けないように、声やにおいや音などの影響を受けないように調整をしていこうと考えてございます。

なるべく影響を最小限にしたいということで、通常の開館日には普通どおり開館し、基本的には書架に入れない。しかし書架にある本については申し出いただければ見ていただくことができますということと、あとは少し音やにおいやほこりが出たりといったことが、完全にゼロではないと思いますので、事前にこういったことが起きることを周知をさせていただきたいと思っています。

○教育長 いずれにしても、日曜日は利用できるということですね。

○図書文化財課長 音などを気にせずにご利用できます。そこは分かりやすく、作業時間と開館日について、周知してまいります。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

○山内委員 まず資料の確認ですけれども、この5号機のある場所は3階の平面図の矢印の先ではなくて階段の脇のところ、通路(1)の後ろの方の階段の脇と考えていいのですか。

○図書文化財課長 すみません、これがずれています。5号機の矢印をそのまま下に来ていただくと、四角い×がついているこれです。漏れがあります。そこでございます。

○山内委員 で、この今日の資料、あとご説明だけを見ると、要は「1月から3月の間、カウンターの貸出・返却業務以外はできません」というように読めるのですけれども。つまり例えば高輪図書館の利用者の状況とすれば一般書架に大勢入っていますし、それから児童コーナーにも夕方とかかなりいると思うのですが、この3カ月間はそこは使えませんということなのでしょうか。

○**図書文化財課長** 基本的には使えなくなる。ただやはり新聞・雑誌が閲覧ができるコーナーを新たに設置をして、皆さんになるべく読んだりしていただく場所をなるべく多く確保したいと考えております。

○**山内委員** 確かに音とかも色々出ると思うのですが、また安全の配慮も十分必要ですが、一般にエレベーターの付けかえのときはそこをきちんと業者の方で囲いをしておけば、別にそれ以外の部分というのはそんなに支障がないというのが一つと。

それから当然3カ月の間でも、その間の工程の内容によって音がうるさい時期とそうでない時期、それから本当に囲いの中だけの作業とする時期というのもありますけれども、そういうのも柔軟に考えていけば、もう少し利用の制限を減らせるのではないかと思いますけれども、その点はいかがですか。

○**図書文化財課長** 先程の事業者がまだ決まっていないというところが実は一番大きくて、一番最大で考えると、この3階の通路(1)のところから貸出カウンターに向かって開架を置く置き方にも、やはり上下間の移動ができなくなってしまうということです。

あと資材置き場をどこにするのだとか前後の動線があるのだという話で聞いていきますと、半分に分かれてしまうようなことも十分考えられます。ということで、今、施設課等からも話が来ておりますので、そういう恐れがある場合でありますとそういった可能性がありますよということをやっと書かせていただいた上で、実際、現場でもし大丈夫そうだという話になれば、なるべく使っていた方向に調整していきたいと考えてございます。

○**山内委員** エレベーターの会社は例えば分かりやすく、今、百貨店のエレベーターの付けかえとかホテルのエレベーターの付けかえなどというところに影響を及ぼさないように最低限の範囲の中だけでがっちりやるのですよね。ですから、そういう意味ではどちらかがきちっと利用者への影響を抑えたい、最低限にすると強く言えるかどうかなのです。それによっても決まっていきますから、はっきりおっしゃっていいのだと思います。

○**図書文化財課長** 区民サービスへの影響を最小にするために、しっかり事業者と話し合いをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

○**薩田委員** もし図書館がこれだけ制限されてしまうと、反対側の何でしたっけ、中高生プラザにある分室がありましたよね。あちらはもちろん通常どおりだと思っておりますけれども、お子さんがこちらの児童コーナーに入れない。そういったのをやはりまだご存じない方もきっといらっしゃると思うので、「あちらにありますのであちらにどうぞ」ですとか、あと一般の方はやっぱり難しいのかもしれないですけども、雑誌・新聞コーナーがもしどうしても出入りが難しいのであれば、そちらも考える、「そちらへどうぞ」という大人の一般の方は、考えというのはあるのでしょうか。

○**図書文化財課長** まずお子様の誘導につきましては、もう「すぐ近くにありますがこちらをぜひお使いください」ということで、お知らせをさせていただきたいと思っております。

あと、そちらでの大人の利用ということですがけれども、やはり中高生プラザ自体がそういう入口のところ子どもしか入れないというセキュリティが入っておりますので、やはりそこは入館が難しいのかなと考えてございます。それもありまして、なるべく工事の影響を減らすであったり、図書の閲覧コーナーを充実させるであったりなどというところを現実的には考えていきたいと思っております。以上です。

○薩田委員 分かりました。

○小島委員 その点ですが、子どもの方の図書館、私一遍入って、利用というか、見学に行きましたが全く制限されなかった。

○図書文化財課長 名前を書いていただいたりとか、受付をしていただいて入ることは可能であります。

○小島委員 書いたと思います。

○図書文化財課長 積極的にお子さんが使われているという理由からいけば、大人の方が大勢で入られてしまうとやはり使いづらくなるのかというような思いがありますので、そのあたりは積極的にはご紹介をしないということではあります。

あと、入口のところは共通になっておりますので、やはり子ども専用の施設ということで、やはり入口でのセキュリティというのは色々考えなければいけないことはあろうかとは思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

#### 4 文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

○教育長 次に「文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは本日付報告資料ナンバー4をご覧くださいと思います。「港区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」でございます。報告内容は港区文化財保護条例第40条の規定に基づきまして、港区文化財保護審議会の臨時委員を下記のとおり委嘱したいと考えてございます。

1番、臨時の委員でございますが鹿島勝氏でございます。現職は大正大学の文学部の教授で、専門は仏教工芸でございます。

委嘱期間は平成30年7月24日から平成30年度の指定文化財の答申の日まででございます。

委嘱理由は区内の梵鐘3口の指定文化財としての指定に向けての調査及び答申のため、仏教工芸に関する専門知識が必要であることから臨時委員として委嘱をするもので、先程の協議をさせていただきました内容のものに必要なものということで委嘱をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

## 5 平成30年度港区立中学校合同学校説明会について

○教育長 次に、「平成30年度港区立中学校合同学校説明会について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー5をご覧くださいと思います。「平成30年度港区立中学校合同学校説明会について」ご報告させていただきます。

1の日時のところです。平成30年7月7日土曜日、14時から16時15分まで。場所は赤坂区民センター3階区民ホールで実施いたしました。

3の参加者数の表をご覧くださいと思います。小学校別に記載してございます。右の一番下の総計のところをご覧ください。342名の参加がございました。内訳ですけれども、主なところで言いますと、芝浦小学校、それから港南小学校、規模の大きい学校、それから赤坂小学校では地元であるということで参加者数が多くなっております。

一番下、「※参考」に参加者数の内訳を示してございます。過去6年間の推移を示してございます。下段のところにつきましては左から保護者、真ん中が児童、一番右側がその他ということでご理解いただければと思います。

平成30年度につきましては平成29年度と比較し、合計39名程参加者数が減ってございます。

裏面をご覧ください。参考資料「平成30年度港区立中学校合同学校説明会スケジュール」でございまして。1番のところでは学校教育部長の方から挨拶とそれから港区立中学校の教育活動の特色についてお話をいただきました。2番のところでは今回初めての取り組みだったのでございますけれども、港区立中学校PTA連合会の高家会長から、お子さんを私立と区立の中学校とも通わせたとご経験の方から区立中学校の魅力についてお話をいただいたものでございます。3番の中学校10校の紹介ですけれども、各校8分程度で工夫を凝らした映像を中心とした学校紹介を行ったものでございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

○田谷委員 過去5年の参加者状況を見ても子どもの出席率が非常に低いということで、この辺は今後もうちょっと当事者にこの会に来ていただくように勧めていただきたいというのが一つございます。

○学務課長 小学校・中学校と打ち合わせさせていただきまして、児童がご参加できるような形で検討させていただければと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 あと実際に私この会に参加させていただきまして、非常によかったと思う点ですけど、質問ではないですが。

特にこのPTA連合会会長の高家氏のお話がありました。これは非常に保護者にはいいアプローチになったのではと思っております。今、山本課長もおっしゃったようにご自身のお子さんを中学校で公立と私立と行かせていると、その辺の両方ともよいという話の中で、若干区立の優位性を述べていたことが一つなのです。その中で特によかったと思うのは、PTA間の交流が区立から区立、

公立から区立であればもう既に継続的に続いているよという点。もっとよかったのは災害時に最近震度6以上の地震が非常に頻繁に起こっている。それを現に彼がそう言われたのですけれども、この災害時の要するに保護者としての対応ですね。それが地元の学校だとしやすいのではないかと、いうような優位性も述べられていました。

かといって、遠方の私立が悪いという訳ではないのですけれども、そういう点で無理やり、特にこれは港区内での選択制にもなっているんで、その辺にも大きな問題だと思うのです。わざわざ公立学校でも遠くの学校に行く必要はないというような話、できれば今後も連合会の会長あたりを引っ張り出してくるのは親目線がいいのではないかと思います。また今後もよろしく願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 今回、この7月7日の土曜日に参加できなかった、都合なりお忙しくて都合がつかなくて、でも行って見たかったなと思っただけで、保護者の方・児童、お子さんに対しては何かこの後対応あるのでしょうか。

○学務課長 8月3日の金曜日、18時半から説明会のビデオ上映会を開催する予定でございます。当日来られなかった方のためにご覧いただければと考えているところでございます。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

#### 6 平成31年度使用小学校教科書採択における学校研究資料等について

#### 7 平成31年度使用中学校道徳教科書採択における選定研究資料等について

○教育長 次に、報告事項の6の「平成31年度使用小学校教科書採択における学校研究資料等について」、及び報告事項7「平成31年度使用中学校道徳教科書採択における選定研究資料等について」、この2件の報告につきましては現時点では非公開としたいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

申し訳ございませんが、傍聴の方はご退出をお願いいたします。

(非公開報告)

#### 8 後援名義等の6月使用承認について

#### 9 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について

#### 10 生涯学習スポーツ振興課の6月の各事業別利用状況について

#### 11 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について

- 12 図書館の6月行事实績について
- 13 図書館の6月分利用実績について
- 14 図書館・郷土資料館の8月行事予定について
- 15 8月教育指導課事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の6月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の6月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について」「図書館の6月行事实績について」「図書館の6月分利用実績について」「図書館・郷土資料館の8月行事予定について」「8月教育指導課事業予定について」、この8件の定例報告については配布の資料のとおりです。各案件についてご質問いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からその他何かありますでしょうか。

よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を8月7日火曜日午前10時から開催の予定です。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(16時55分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 山内 慶太